

川崎市告示第392号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。

令和7年7月17日

川崎市長 福田紀彦

令和7年度 医科（診療所）の部 廃止

指定番号	廃止 年 月 日	名 称 開 設 の 場 所
川－20724	令和6年9月30日	医大前内科クリニック 中原区小杉町1－509－1 マイキャッスル武蔵小杉Ⅲ
川－21160	令和7年5月31日	医療法人社団慶友会 第一クリニック 川崎区渡田新町2－3－5
川－21466	令和7年5月31日	林整形外科 麻生区百合丘1－5－19
川－21662	令和7年4月30日	栗平おさだ皮フ科 麻生区白鳥3－5－1 シャンテ1F102
川－20728	令和7年5月31日	こすぎクリニック 中原区小杉町3－249－2 クレアホームズ小杉101号室

令和7年度 歯科（診療所）の部 廃止

指定番号	廃止 年 月 日	名 称 開 設 の 場 所
川－40346	令和7年5月31日	またい歯科医院 多摩区宿河原6－38－3 プリムタザワ1F